

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 風水害応急・復旧対策の活動 第3部第1章に準ずる

風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行い、非常配備態勢を確立するとともに、区災害対策本部・水防本部を設置して適切な風水害応急・復旧活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	活動項目	発災前情報 収集・伝達	発災 時間帯					
			1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内	
災 対 全 部 局	気象情報の 収集、伝達							→
	非常配備態勢							→
	災害対策本部・ 水防本部 の設置							→
	本部会議の 開催		○	○	○	○		

■内容

第1節 区の活動（防災・危機管理課）

第2節 休日・夜間の活動（防災・危機管理課）

第3節 区災害対策本部（全部局）

第4節 防災関係機関の活動（防災・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察）

■ポイント

- ◆ 震災に対し、風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行う。
- ◆ 区災害対策本部を設置した際は、その旨を関係機関に速やかに報告する。

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第1章 風水害応急・復旧対策の活動

第2章 情報の収集・伝達 第3部第2章に準ずる

防災ネットワークシステムを活用して区の被害状況を調査するとともに必要な情報を収集し、区民及び関係機関に伝達する。

第1節 防災センターの機能（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

第3部第2章第1節に準ずる

1 高所カメラ

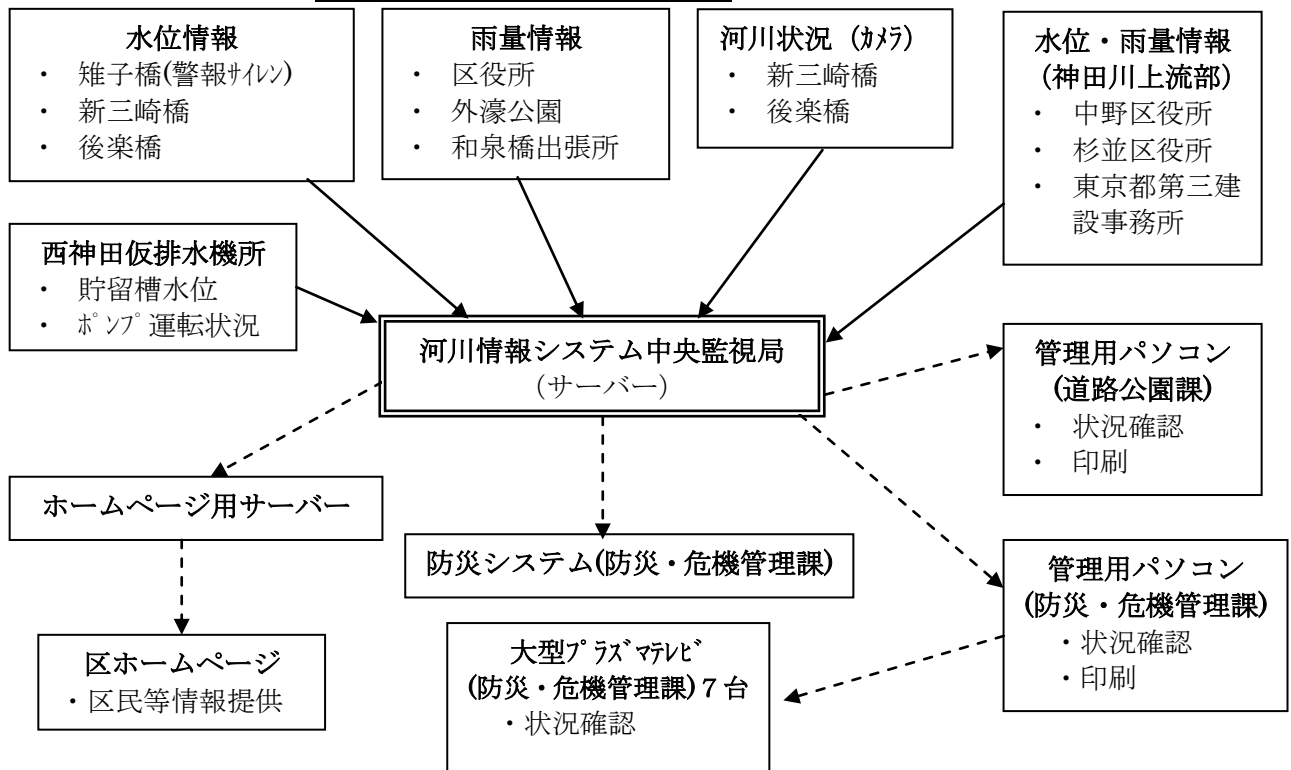
第3部第2章第1節1に準ずる

2 河川情報システム

河川情報システムは、豪雨・台風等の異常気象時における区民の生命・財産の安全を図るため、効果・効率的な水防活動に資する目的で、降雨量や河川水位等の情報を常時収集するとともに、これらの情報の集積・処理を行うものである。

本システムの構成は、下図のとおりとなっており、これらの情報を常に良好な状態で集積・処理できるよう、保守点検を実施している。

図 河川情報システムの構成



注：日本橋川水位が警戒水位（A P + 4.0m）を超えた場合、雉子橋に設置されている警報サイレンが自動的に鳴り付近住民に知らせる。

第2節 情報連絡（防災・危機管理課、警察署、消防署、都、その他防災機関）

第3部第2章第2節に準ずる

第3節 災害予警報の発表・伝達（防災・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、その他防災機関）

第3部第2章第3節に準ずる

第4節 被害状況等の収集（防災・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都）

第3部第2章第4節に準ずる

第5節 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、都、その他）

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び防災関係機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び防災関係機関において、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。

本節においては、災害時の広報・広聴活動、報道機関への発表について、必要事項を定める。

1 広報活動

機 関 名	内 容
千 代 田 区	<p>1 区は災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、各関係機関と密接な連絡を図るとともに、区が所有する広報媒体を十分に活用して広報活動を実施する。</p> <p>(1) 広報事項</p> <p>ア 災害発生時の広報</p> <p>(ア) 災害の規模、気象、地象等の災害情報</p> <p>(イ) 交通機関運行状況</p> <p>(ウ) 避難誘導等その他の注意事項</p> <p>(エ) 区の防災態勢</p> <p>イ 被災者に対する広報</p> <p>(ア) 医療救護、衛生知識の周知</p> <p>(イ) 都及び都の応急復旧対策</p> <p>(ウ) 交通機関運行状況</p> <p>(エ) 被災地の状況</p> <p>(オ) 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策</p> <p>(2) 写真等による災害記録</p> <p>災害発生時における被災地の状況を写真及びビデオに記録し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。更に災害情報収集の補完にあてる。</p> <p>(3) 広報内容</p> <p>区が実施する広報の内容は、前記第3部第2章第1節に定める情報収集に定めるもののほか、第3部第4章第1節相互応援協力に定める各防災関係機関の要請に基づくものも含むものとする。また、広報内容及び時期等については、本部条例施行規則により政策経営部広報広聴課が統一して処理する。</p> <p>(4) 広報手段</p> <p>千代田区防災行政無線による広報を原則とするが、同無線による広報が困難な場合は、広報車を出動させ広報活動を実施する。</p>

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容
千 代 田 区	<p>(5) 報道機関への発表 災害情報は、区本部会議において統一的に収集し、広報広聴課長が報道機関に発表する。</p>
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>1 広報活動 災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動 (2) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (3) 犯罪の防止 (4) その他、各種告示事項</p> <p>2 広報手段 広報は、広報資料の活用、あるいは口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により、状況に応じた広報活動を実施する。</p>
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署	<p>消防署、出張所において、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して気象、水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況等に重点をおき、消防車の巡回やホームページ、消防団員、災害時支援ボランティア等により、適時的確な広報活動を実施する。</p>
水道局中央支所	<p>風水害によって、水道施設に大きな支障を与えることはないものと考えるが万一断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、ホームページ等での告知や、広報車等を巡回させるとともに、区、警察、消防等の関係機関との協力を得て、断水地域への住民に対し被害、復旧、応急給水等の状況等を適時適正に広報する。</p> <p>1 当局施設の被害状況及び復旧見込み 2 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法 3 水質についての注意 4 その他必要事項</p>
下水道局中部 下水道事務所	<p>発災時には、お客さまに対して迅速かつ正確な情報提供が必要となることから、関係機関と一体となって、下水道施設の被害状況や復旧見込み等、適切な広報活動を展開する。</p> <p>また、必要により局を通じて、都生活文化局総務部に依頼して、住民に安心感を与えるため、復旧活動等の実態についての広報を行う。</p>

機 関 名	内 容
東 京 電 力	<p>(1) 公衆感電事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、広報活動を行う。</p> <p>(2) PR の方法 公衆感電事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p> <p>(3) 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請している。</p>
N T T 東 日 本	<p>災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、N T T 東日本HPへの掲載等によって、次の事項を利用者に周知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信途絶、利用制限の理由及び状況 2 利用制限をした場合の代替となる通信手段の周知 3 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 4 「災害用伝言ダイヤル」の開設 5 その他の事項
J R 東 日 本	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 2 広報手段 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。
東 京 都 交 通 局 東 京 地 下 鉄	<p>災害時の混乱防止に努めるため、駅構内については駅放送及び掲示物等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。</p>
首 都 高 速	<p>お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>

2 避難勧告等の情報伝達

第3部第2章第5節2に準ずる

3 外国人への情報提供

第3部第2章第5節3に準ずる

4 広聴活動

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 活動方針 災害が終息したのち、被災者を対象に広聴活動を行い、民心の安定を図る。 2 広聴事項 災害に関する要望、苦情等の聴取 3 相談の実施 被災者に対して、必要に応じて区庁舎及び最寄りの出張所等に相談所を開設する。聴取した相談、苦情、要望等は速やかに災害対策本部に連絡し、早期解決を図るとともに、事後の救援、救護措置を推進する参考とする。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署	災害の規模に応じて、消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や都民から電子メールによる問い合わせに対応する。

第3章 相互応援協力・派遣要請

第3部第3章に準ずる

防災協定に基づき相互応援協力を求めるとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

第1節 相互応援協力（防災・危機管理課）

第2節 公共的団体との協力（防災・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画（防災・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署）

第4節 公用負担（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第3章 相互応援協力・派遣要請

第4章 水防対策

ヒートアイランド現象の影響による局地的な大雨など、予想し難い都市型水害等による被害を防ぐため、区内河川の監視、気象予報や災害情報の通信・連絡、輸送等の水防活動を実施する。

第1節 水防情報（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

各水防機関が水防活動を行ううえで、正確な情報を迅速、的確に把握することが必要である。本節においては、水防活動に必要な気象情報、水防警報、観測通報について、その内容及び伝達方法を定める。

1 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等は、次のとおりである。

【気象業務法第14条の2（予報および警報）】

(1) 種類と発表基準

種類		発表基準	
警報	大雨	浸水害	雨量基準 3時間雨量 100mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準 174
	洪水		雨量基準 3時間雨量 100mm
			流域雨量指数基準 —
			複合基準 —
			指定河川洪水予報による基準 神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	暴風	平均風速 25m/s	
	暴風雪	平均風速 25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高 —	
高潮	潮位 4.0m		
注意報	大雨	雨量基準 3時間雨量 50mm	
		土壌雨量指数基準 139	
	洪水	雨量基準 3時間雨量 50mm	
		流域雨量指数基準 神田川流域=18	
		複合基準 —	
		指定河川洪水予報による基準 —	
	強風	平均風速 13m/s	
	風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高 —	
高潮	潮位 2.0m		

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第4章 水防対策

種類		発表基準	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ	—	
	低温	夏期(平均気温): 平年より 5°C以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7°C以下、多摩西部は-9°C以下	
	霜	4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2°C以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2°C～2°Cの時	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

発表区域区分

発表官署	担当地域	発表する区域名	区域区分	所管事務所等
気 象 庁	東 京 地 方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23 区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
			町田市、多摩市、稲城市	南東建
		多摩南部	八王子市、日野市	南西建
			多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市
		多摩北部		立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市
			東大和市、清瀬市、東久留米市	
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町	西建
			青梅市、あきる野市、日の出町 檜原村、奥多摩町	
	伊豆諸島北部	大 島	大島町	大島支庁
		新 島	利島村、新島村、神津島村	
伊豆諸島南部	三宅島	三宅村、御蔵島村	三宅支庁	
	八丈島	八丈町、青ヶ島村	八丈支庁	

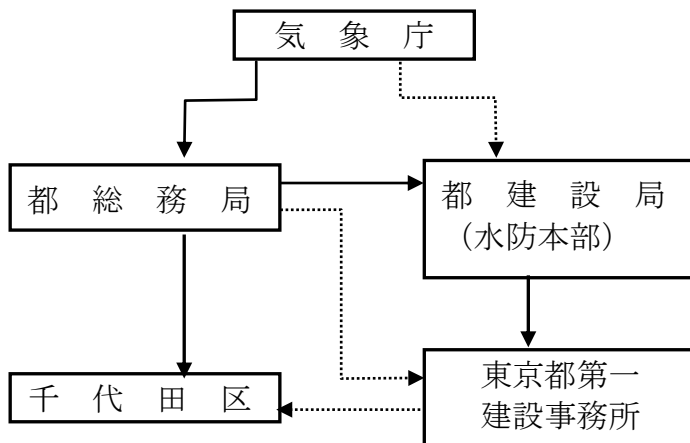
(注) 担当区域の海域全体を示す場合に、「沿岸の海域」の表現を用いる。

第5部 風水害応急・復旧対策計画
 第4章 水防対策

(図) 注意報・警報を区域を指定して発表する場合の区域名及び区市町村名



(2) 気象情報伝達
 気象情報伝達は、下図によるものとする。



凡例
 ———> 基本系 (法令等の定めによる伝達系統)
> 補助系 (基本系の途絶時における伝達系統)

2 洪水予報

洪水予報は、国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表するものである。

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で区に関するものは、次のとおりである。(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

(1) 荒川洪水予報

ア 区に関する予報

河川及び実施区域	予報地点						
	基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川 (旧川を除く)	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.50m	A. P. +26.457m
左岸 埼玉県深谷市 菅沼前久保	治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.59m	A. P. -0.229m
右岸 埼玉県深谷市 本田坂下 から海まで	岩淵水門 (上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m	A. P. + 0.000m

イ 種類と発表基準

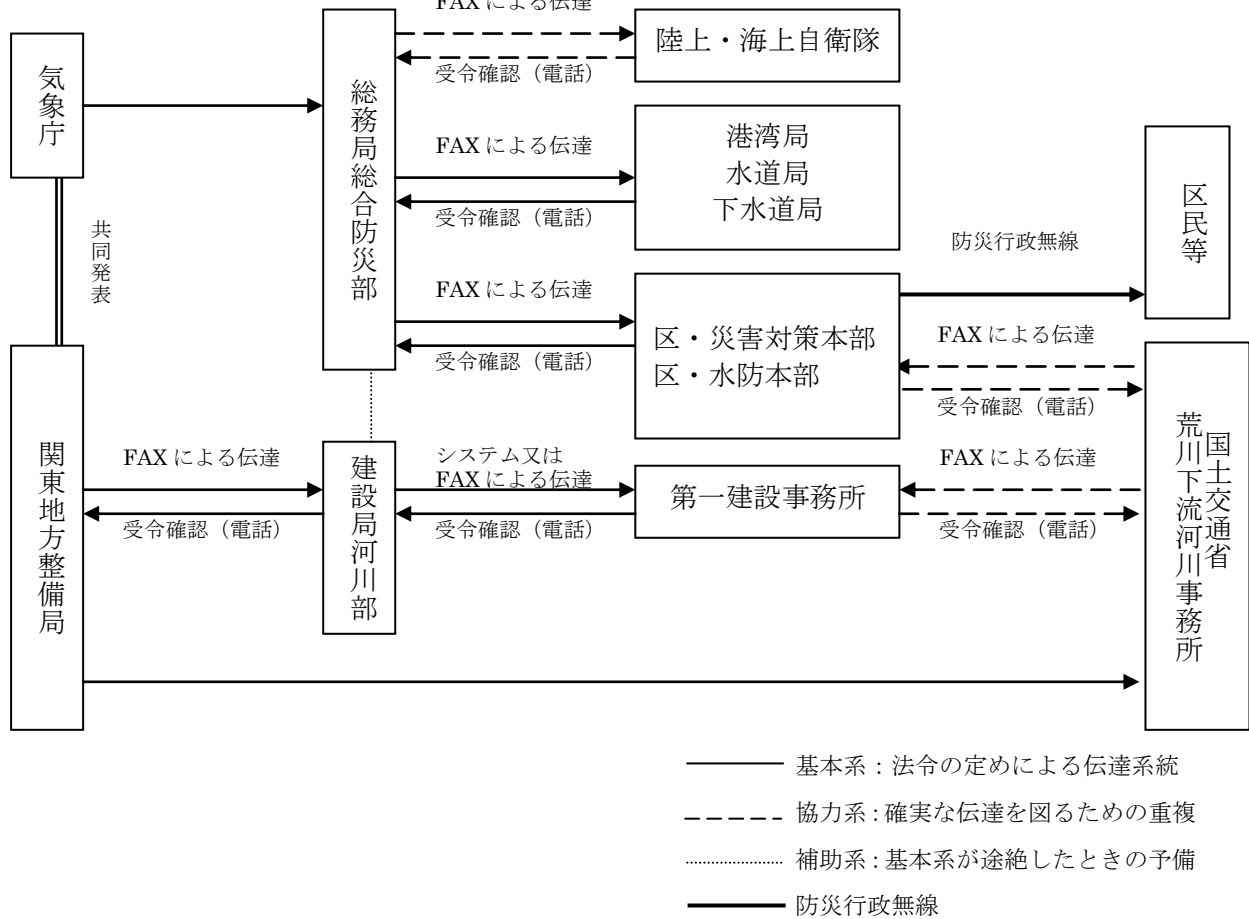
洪水予報の種類	発表基準
はん濫注意情報	いずれかの基準地点において、はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報	いずれかの基準地点において、 ・はん濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報	いずれかの基準地点において、はん濫危険水位（危険水位）に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生した後速やかに

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

ウ 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、洪水予報伝達経路による。

<洪水予報伝達系統図>



(2) 神田川洪水予報
ア 区に関する予報

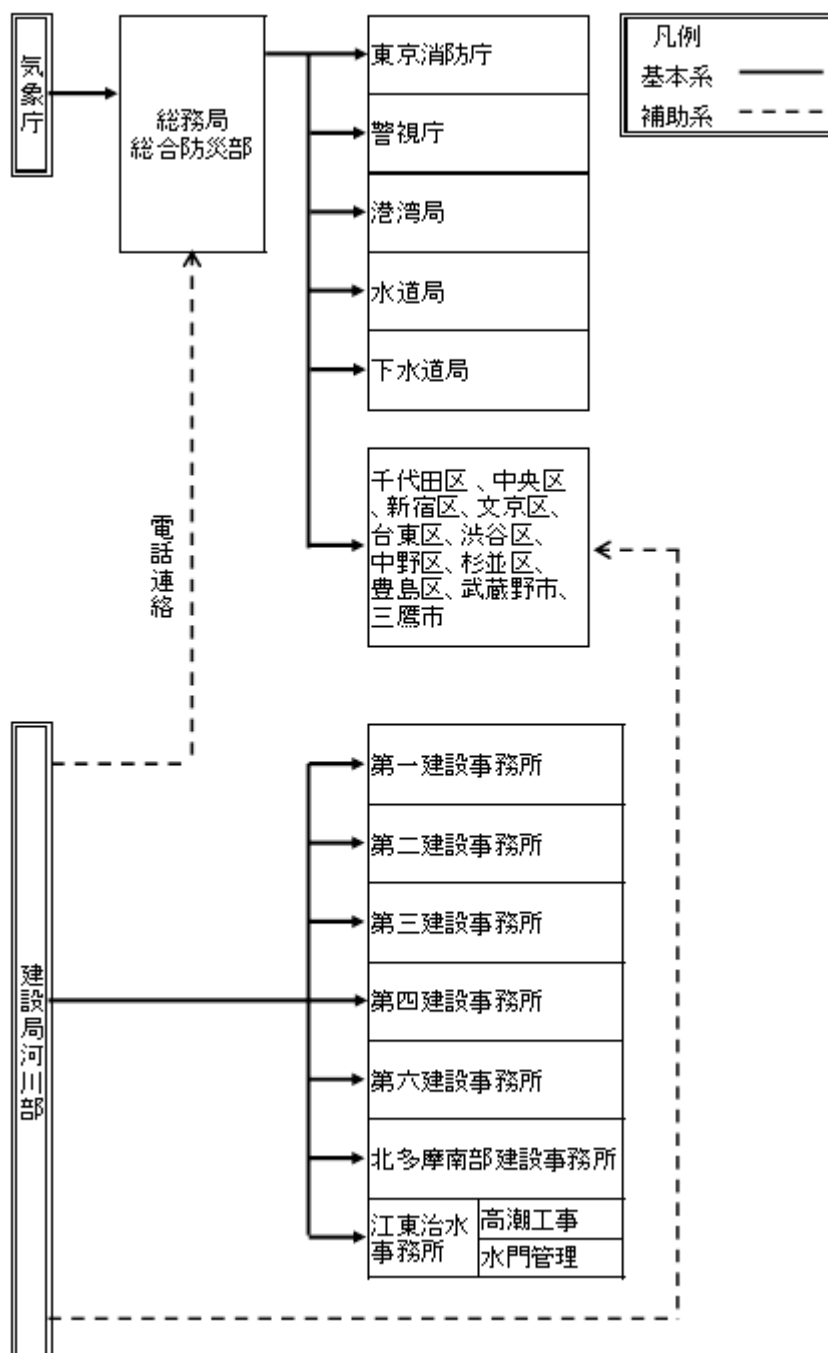
単位 A.P.

河川及び実施区域		予報地点				
		基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位
神田川 左岸： 右岸：	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
	隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
	隅田川合流点まで	飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

イ 種類と発表基準

種類	基準地点	発表基準
神田川はん濫警戒情報	番屋橋、和田見橋、南小滝橋、飯田橋	番屋橋・和多見橋・南小滝橋・飯田橋の基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内にはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

ウ 洪水予報伝達



3 水防警報

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水又は高潮により重大な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸について、水防警報を発表することが定められている（水防法第16条）。

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令するものである。

当区に係わる河川については、国土交通大臣が指定する河川はない。都知事が指定する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を発表することが困難とされ、水防警報を行う河川の指定をしていなかった。しかし、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、今後、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。当区は、都から配信される情報や区の河川情報システム（第2章第1節3参照）により大雨洪水等の恐れがあると判断したときは、直ちに「水防本部」を設置し、設置の旨を関係機関に連絡し、水防活動体制を整える。

4 観測通報

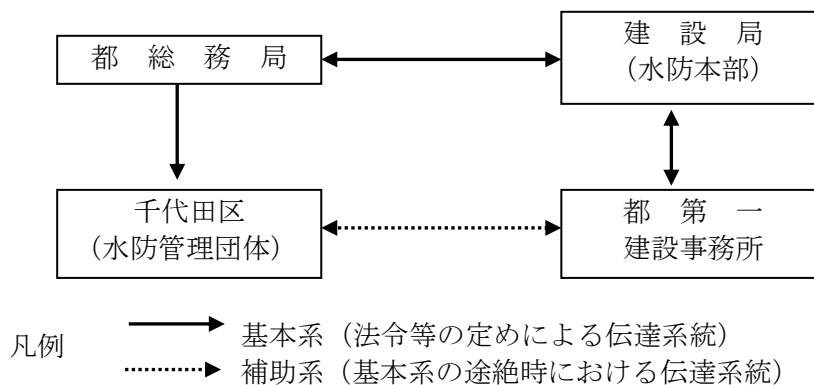
常時、都総務局とオンラインにより情報交換を行うものとする。気象等の状況から水害の発生する恐れがあると認めるときは、積極的に情報の交換を行うと共に（財）河川情報センターからも情報を入手する等、常に適確な情報の把握に努めるものとする。

また、局地的な集中豪雨等に的確に対応するため、観測体制の整備を図る。

雨量計 （区内3ヶ所設置=庁舎屋上・和泉橋出張所屋上・外濠総合グラウンド）

水位計 （日本橋川に2ヶ所（新三崎、雉子橋）、神田川に1ヶ所（後楽橋）の合計3ヶ所設置）

観測通報連絡系統図



5 水防報告

水防を行ったときは、次頁の報告書を知事宛（第一建設事務所経由）提出する。

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第4章 水防対策

水防実施状況報告書

平成 年 月 日

東京都知事殿

水防管理者



気象名									
水防実施箇所		川		左岸		地先		m	
日時		自 月 日 時		至 月 日 時					
出勤		職員				その他		合計	
人員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工		箇所 工法							
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	品名		数量			居住者の出動状況			
						水防関係者の死傷			
						雨量水位の状況			
備考									

- (注) 1 この報告書は水防箇所毎に作成し、場合によっては図面を添付すること。
 2 水防作業終了後3日以内に事務所を経由し、建設局河川部防災課に提出すること。
 3 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量、単価、金額を明記すること。

第2節 水防機関の活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署）

洪水や高潮等の浸水被害の発生又は発生するおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

本節においては、各水防機関の態勢、活動等について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図る。

1 水防機関の活動

(1) 水防活動

機 関 名	活 動 内 容
千代田区	<p>1 水防方針</p> <p>区は水防管理団体として、気象状況等によりその水防区域で洪水又は高潮による水災のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、次の水防活動を行う。</p> <p>(1) 河川、道路、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>(2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。</p> <p>(3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。</p> <p>(4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。</p> <p>(5) 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。 この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。</p> <p>ア 準備</p> <p>(ア) 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき</p> <p>(イ) 河川の水位及び潮位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき</p> <p>イ 出動</p> <p>(ア) 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき</p> <p>(イ) 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき</p> <p>(ウ) その他水防上必要と認めたとき</p> <p>(6) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。</p> <p>(7) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。</p> <p>(8) 決壊したときは、できる限りは氾濫による被害が拡大しないように努める。洪水又は高潮による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退、又はその準備を指示する。</p> <p>(9) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。</p> <p>(10) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下で行動する。</p> <p>(11) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。</p>

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第4章 水防対策

機 関 名	活 動 内 容		
千 代 田 区	<p>2 水防態勢</p> <p>(1) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態の即応した水防態勢がとれるよう留意するものである。</p> <p>(2) まちづくり推進部長は、区が分担する水防活動の万全を期するため、状況に応じて、次の態勢を指示するものとする。 水防態勢の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく千代田区災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。</p> <p>(3) 連絡態勢</p>		
	種 類	内 容	人 員
	連 絡 態 勢	主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	水防要員の若干名
	(4) 配備態勢		
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員
	警 戒 配 備 態 勢	<p>おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢</p> <p>1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。</p> <p>2 洪水注意報が発せられたとき。</p> <p>3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。</p>	水防要員のおおむね 1/15
	第 1 非 常 配 備 態 勢	<p>おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。</p> <p>1 洪水警報が発せられたとき。</p> <p>2 水防警報の出動が発せられたとき。</p> <p>3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</p>	水防要員のおおむね 1/6
	第 2 非 常 配 備 態 勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/3
	第 3 非 常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員のおおむね 1/2
	第 4 非 常 配 備 態 勢	区全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときで、全員で対応する態勢。	水防要員 全員
<p>(注) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即した水防態勢がとれるよう留意するものである。</p>			

機 関 名	活 動 内 容
<p>東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署</p>	<p>1 活動方針 洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは発生したときは、消防機関の判断または水防管理者の要請により、水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努め、住民の生命身体及び財産を保護する。</p> <p>2 事前措置 水防活動を効果的に実施するため、水防施設物及び水防上注意を要する箇所等（ハザードマップ等の活用）の状況を把握し、被害予測を行い、水防基本計画、招集編成計画等を樹立するとともに事前教養を実施する。</p> <p>3 水防態勢等 (1) 水防態勢は、大雨警報等の発令により水災の危険がある場合、即応態勢を確立するため発令する。 (2) 水防非常配備態勢は水災に対処するため、東京消防庁警防本部長が水災の規模に応じ、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢に区分して発令する。ただし、局地的な集中豪雨等による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合は、第一消防方面本部長又は当該消防署長が状況に応じて水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢を発令する。</p> <p>4 水防活動 消防機関（消防署及び消防団）は、次により水防活動を実施する。 (1) 消防機関の長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防始業の必要を知ったときは、各関係機関と連携し、水防活動を行う。 (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 (3) 水防上緊急の必要がある場合においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。 (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (5) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。</p> <p>5 消防団の現況（資料編 資料第17）</p>
<p>第 一 建 設 事 務 所</p>	<p>1 活動方針 (1) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、観測情報及び水防警報等の情報を連絡する。 (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。 (3) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。 (4) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。 (5) 他の水防機関との連絡、調整を行う。 (6) 水防計画で定めた箇所の雨量及び水位の観測を行う。 (7) 洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事からその命を受けた場合、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 (8) 洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。</p>

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第4章 水防対策

機 関 名	活 動 内 容		
第一建設事務所	<p>(9) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。 また、埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努めるものとする。</p>		
	<p>2 配備態勢 建設局長（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。 なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。</p>		
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員（本部）
	連絡態勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	若干名
	警 戒 配備態勢	<p>おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川及び利根川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき 3 水防警報の待機または準備が発せられたとき 	水防要員の おおむね 1/12
	第 1 非常 配備態勢	<p>おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荒川及び利根川のいずれかに洪水警報が発せられたとき 2 水防警報の出動が発せられたとき 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき 	水防要員の おおむね 1/8
	第 2 非常 配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/5
	第 3 非常 配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/3
	第 4 非常 配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員
<p>(注) 水防要員は、異常気象が発生し又は発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢ができるよう、留意するものである。</p>			

(2) 水防組織及び業務分担

水防活動は、気象情報等や水災害の発生の状況により、状況に即応する態勢で効果的な活動を行わなければならない。ここでは、千代田区災害対策本部が設置されるまでの態勢における業務分担の基準を示し、効果的な水防活動に資するとともに、災害対

策本部設置後におけるまちづくり推進部の所管事項の分掌について、明らかにすることにより、災害対策本部が設置され廃止されるまでの間における活動の円滑化を図る。

水防組織		水防活動における業務基準	災対組織の所管事項等	
総括指揮 まちづくり推進部長	管理課(課長 まちづくり総務課長)	庶務班	庶務及び経理に関すること。 本部及び他の部との連絡に関すること。 部内の連絡調整に関すること。	部内の連絡調整に関すること。
		連絡班	水防機関との連絡に関すること。 水防に関し他の機関及び団体等との渉外に関すること。 水害統計(統計法)に関すること。 水防報告(水防法)に関すること。	交通規制情報の把握に関すること。 水防団体及び水防機関との連絡調整に関すること。
		記録班	水防用気象情報及び処理の記録に関すること。 庶務班及び連絡班の技術分野についての判断に関すること。	応急土木資材及び労力の調達並びに運用に関すること。
	工事課(課長 まちづくり推進部内課長) 補佐 まちづくり総務課長を除く	器材班	水防活動に必要な器材の調達及び整備に関すること。 水防従事者人員の把握、課内の調整に関すること。	道路・河川等の予防、復旧計画に関すること。 課内の調整に関すること。
		道路情報班	内水、陥没及び樹木、塀等の倒壊等被害の一般情報について積極的な収集に関すること。 業者の応援能力の把握に関すること。	水位及び流量並びに河川の被害情報の収集に関すること。
		河川情報班	水位及び溢水等被害、その他の河川に関する一般情報並びに各種公園施設及び街路灯の被害に関する情報について、積極的な収集に関すること。 業者の応援能力の把握に関すること。	技術班出動の調整に関すること。
		技術1班 ～ 技術7班	被害の応急処理を行う。この場合、1班は主として麴町地区を、又2班は神田地区を担当する。 3班は日本橋川を、4班は神田川に関することを担当する。5班は予備班とする。 被害が拡大し、業者及び水防機関、他の水防管理者、一般民間人の応援を求めるときは、6、7班を編成し、この指揮にあたる。	別に区域又は対象を定め、下記の事項を分掌する。 道路、橋梁及びその他所管施設の復旧に関すること。 河川、水路の水防及び復旧に関すること。 道路障害物の除去に関すること。

- (注) 1 各種連絡態勢及び配備態勢の班別における動員数は別に定め、これを基準とするが、課長は部長の指示に従い、班別における動員数を具体的、個別的に決定することがある。
- 2 収集されたあらゆる情報は、この情報を必要とする班及び記録班に伝達するとともに、この情報に関する処理経過を、記録班にできるだけ迅速に通知すること。
- 3 情報収集に関して、事前に一般民間人の協力の必要性が予想される区域又は対象については、水防協力員を配置し、情報収集に万全を期す。
- 4 出水に際し、簡易な出水防御施設の簡単な操作により、出水を効果的に防御できる場合は、水防協力員を配置し、当該施設の保管及び操作を依頼し、出水の防御に万全を期す。

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第4章 水防対策

(3) 訓練

下記の事項に関し、年1回以上訓練を行うものとする。

- ア 各種態勢の指示、それに伴う水防要員の動員
- イ 一定の想定による情報処理
- ウ 水防機関、その他の水防に関する機関及び団体等の連絡
- エ 災対組織におけるまちづくり推進部所管事項の処理に関すること。
- オ その他必要な事項

(4) 水防用器具、資材及び設備並びに輸送

ア 区長（水防管理者）は、その管内における水防活動を十分果たせるよう水防用器具、資材及び設備を準備しておく。また、資材を確保するため、最寄りの資材業者の手持資材を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

区の水防倉庫及び備蓄器材の配置は、次のとおりである。

水防倉庫及び備蓄器材

- ・水防倉庫
所在地 千代田区紀尾井町5-1 (69.2m²)
- ・備蓄資器材

平成20年4月1日現在

品名	形状寸法	在庫量	単位	備考
土嚢袋（化繊）		2,000	枚	
土嚢留杭（SPパイロ）		60	本	
軽量鋼板	1800×400	44	枚	
シート	防水シート	650	m ²	
鉄線		25	kg	
シャベル（剣スコップ）		228	丁	
ツルハシ		5	丁	
掛矢		13	丁	ハンマーを含む
ペンチ		6	丁	鉄線切を含む
一輪車		12	台	
縄		1,500	m	

イ ほかに緊急用として土のう（パンゼックス袋砂入り）を配備

区内 12,000袋（平成20年4月現在）

ウ 輸送

区はあらゆる非常事態を想定し、他機関との連絡経路又は資材輸送確保のため、あらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報交換するなど連絡を密にする。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立退

ア 避難の指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、信号、その他の方法により立退、又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

イ 立退

立退、又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、水防管理者は、警察の誘導に協力する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び連絡等につき、必要な措置を講じておく。

3 費用及び公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第23条第3、第41条第3）

又は区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。（水防法第43条）

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

(ア) 水防法

水防のための緊急の必要があれば、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ・車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

(イ) 災害対策基本法

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の権限を行使することができる。（災害対策基本法第64条）

- ・土地、建物及び工作物の一時使用
- ・土石、竹木その他の物件の使用及び収用
- ・災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去

イ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。（水防法第28条）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

第5章 警備・交通規制

警備態勢・交通規制態勢を確立するとともに、交通情報を収集し、警備・交通規制を実施する。

第1節 警備（警察署）

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて住民の生命、身体、財産及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取締り、その他公共の安全と秩序を維持し、被災地における治安の万全を期することが必要である。

このため、本節においては、警備態勢、警備活動について定める。

1 警備態勢

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか関係機関の活動に協力する。</p> <p>風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。</p> <p>1 準備態勢 台風がおおむね定型的転向点付近に達して、その進路が東海ないし関東地方に向った場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合。</p> <p>2 注意態勢 台風の進路がおおむね関東地方に向い、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は、降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合。</p> <p>3 警戒態勢 東京地方に暴風雨警報が発令された場合、神田川、日本橋川に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、又は、降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害の発生が予想される場合。</p> <p>4 非常態勢 台風の通過により、高潮の来襲又は河川の増水により堤防の決壊、溢水、洪水の流下、内水はん濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又は、重大な被害が発生した場合。</p>

2 警備活動

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>災害が発生した場合には、全力をつくして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって住民の生命、身体、財産の保護並びに災害時における秩序の維持にあたる。</p> <p>風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川その他危険箇所の警戒 2 災害地における災害関係の情報収集 3 警戒区域の設定 4 被災者の救出、救護 5 避難者の誘導 6 危険物の保安 7 交通秩序の確保 8 犯罪の予防並びに取締り 9 行方不明者の調査 10 死体の見分(検視)

3 その他

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒区域の設定 災害現場において、区長又は区長の職権を行う区の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区長に通知する。 2 区に対する協力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 (3) り災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 道路交通規制（防災・危機管理課、まちづくり推進部、警察署、首都高速）

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。本節においては、交通情報の収集、交通規制等、災害時における道路交通の確保について、必要な事項を定める。

1 交通情報の収集と交通規制

- (1) 交通情報の収集に努めるとともに道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。
- (2) 隣接区に通ずる国道その他の幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第5章 警備・交通規制

第6章 緊急輸送 第3部第5章に準ずる

緊急輸送車両等を確保するとともに、緊急道路障害物除去道路を選定し、迅速な緊急輸送を実施する。

第1節 緊急輸送路ネットワークの整備（防災・危機管理課、まちづくり推進部、都）

第3部第5章第1節に準ずる

第2節 緊急道路障害物除去等（防災・危機管理課、まちづくり推進部、環境安全部、警察署、首都高速、東京国道事務所、都）

第3部第5章第2節に準ずる

第3節 輸送車両等の確保（全部局、その他防災機関）

第3部第5章第3節に準ずる

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第6章 緊急輸送

第7章 救助・救急活動 第3部第6章に準ずる

救助・救急体制を確立するため、負傷者等の救助及び後方搬送体制等を整備し、迅速な救助・救急活動を実施する。

第1節 消防署・警察署の活動態勢（消防署、警察署）

第3部第6章第1節に準ずる

1 活動態勢

警察署、消防署は、それぞれの警備活動、消防活動方針によるほか、区・千代田保健所、地区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務等救助・救急態勢をとる。

2 救助・救急

機関別の対応は次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 出水によるでき水者、家屋の倒壊、崖くずれ等による埋没者その他の負傷者の救出救護に重点をおいて行う。 2 負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。 3 浮流者を発見したときは、舟艇、ゴムボート、ロープ、救命索など資器材を有効に活用して迅速に救助する。 4 救出救助活動にあたっては、区、消防署等関係機関と積極的に協力し負傷者の救出救護の万全を期する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動方針 風水害、大規模火災、爆発、電車の転覆等により、多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立並びに関係機関活動開始後の協力体制を確保し、迅速的確な救助・救急活動にあたる。 2 事前対策 災害に対処する事前対策として次のように各種の調査を行い、関係機関との協調を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 傷病者受入体制の把握 医療機関、特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害発生時における傷病者収容能力、医療処置能力等受入体制の実態を把握する。 (2) 資器材保有場所の調査 災害発生時に迅速的確な行動ができるよう救急用特殊車両、医療衛生資器材、救助・救急資器材の保有場所の調査を行う。 3 救助・救急活動 現場の関係機関と連携を密にし、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、救急処置や傷病者搬送等の優先度を決定（トリアージ）して必要な救命処置を行い、傷病者の迅速、安全な搬送を優先と

	<p>した活動を原則とする。</p> <p>(1) 救助活動 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、消防団員等の協力を得て行う。</p> <p>(2) 救急活動 災害活動における救急処置及び搬送は、救命処置を必要とする者を優先とし、傷病者の迅速、安全な搬送を行う。</p> <p>(3) 関係機関への協力要請及び連携 交通規制、医療救護班の派遣、現場救護所の設置及び医療資器材等、必要な協力を関係機関に要請するとともに、傷病者の救護にあたっては区千代田保健所、地区医師会、日赤東京都支部及び警察署等との連絡を密にして、効果的な救護活動を行う。</p> <p>4 必要な部隊等の編成 大規模な災害に対処するため、事前計画に基づき、消防部隊を編成して対処する。</p>
--	---

第2節 区民・事業所等の活動態勢（防災・危機管理課）

第3部第6章第2節に準ずる

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第7章 救助・救急活動

第8章 医療救護等対策 第3部第8章に準ずる

応急医療救護体制を確立するとともに、医療情報の収集伝達、負傷者等の搬送及び後方医療体制等を整備し、迅速な医療救護等の支援対策を実施する。

第1節 応急医療救護体制（防災・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

第2節 保健活動（地域保健担当）

第3節 防疫・生活衛生及び動物愛護（地域保健担当）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第8章 医療救護等対策

第9章 避難計画

被災者の安全を確保するため、必要に応じて避難の勧告・指示を実施するとともに、避難所を開設する。

第1節 避難（防災・危機管理課、まちづくり推進部、子ども・教育部、警察署、消防署、都）

浸水、崖くずれ等のため、人命に危険を及ぼすと予想される場合、住民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

このため、本節においては、事前避難、避難の勧告・指示、避難誘導に関し、必要な事項を定める。

1 事前避難

区は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民（特に高齢者、乳幼児、病人等）に対しては、避難場所及び避難の方法等を事前に周知徹底させておき、災害時には、積極的に自主避難するよう指導する。また、必要に応じ、避難準備情報を発令する。

2 避難準備、勧告または指示

(1) 一般基準

- ア 河川が警戒水位を突破し、浸水のおそれがあるとき。
- イ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域が危険なとき。
- ウ 崖くずれ等により著しい危険が切迫しているとき。
- エ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき。

(2) 勧告又は指示

機 関 名	内 容
千 代 田 区	<p>1 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難準備、勧告又は指示する。この場合、直ちに都に報告する。</p> <p>2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。</p> <p>3 避難の勧告又は指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>※ 伝達の方法は、千代田区防災行政無線を活用するほか、広報車又は口頭によるものとする。</p>

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	現地において、著しい危険が切迫しており、区長から勧告又は指示を受けるいとまがないと認めるとき、又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区長に通報する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	避難の勧告又は指示が出された場合は、各防災機関と連携し、広報車、消防車積載の拡声装置等を活用し伝達する。

3 避難勧告等の判断・伝達

避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討する。避難勧告等の判断・伝達マニュアルの内容については、下記の項目を含む。

ア 河川越水・内水氾濫等

(ア) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

- ・警戒すべき区間・箇所
- ・河川・内水氾濫の特性
- ・施設の整備状況
- ・特に注意を要する区間

(イ) 避難すべき区域

(ウ) 避難勧告等の判断基準

(エ) 避難勧告等の伝達方法

イ 高潮災害

(ア) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

- ・警戒すべき区間・箇所
- ・高潮の発生しやすい気象条件
- ・観測地点の潮位と警戒すべき区間における潮位変化
- ・高潮による海水の河川遡上のおそれを有する区間
- ・施設整備状況等

(イ) 避難すべき区域

(ウ) 避難勧告等の判断基準

(エ) 避難勧告等の伝達方法

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

ア 都の水防計画・地域防災計画で定められている避難勧告等の判断基準

(ア) 洪水予報対象河川（区に関係する河川は荒川）

江戸川、中川、綾瀬川、荒川、多摩川、浅川

- ・洪水予測が可能であり、気象庁と国交省関東地整による共同の洪水予報を行い、洪水による重大な損害発生のおそれがある河川
 - ・基準1：はん濫注意情報（はん濫注意水位を越える洪水の予想）
 - ・基準2：はん濫警戒警報（はん濫危険水位を越える洪水の恐れ）
 - ・基準3：はん濫危険水位（はん濫危険水位は避難指示の目安）
- (イ) 都が管理する中小河川（区に係る河川は神田川等）
 - 石神井川、神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、古川、渋谷川、目黒川、呑川、谷沢川など50河川
 - ・都と関係区市町村で水位観測を行なっているが、短時間で水位が急上昇し、水位予測は困難
 - ・基準：水位観測（石神井川、神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、古川、渋谷川、目黒川、呑川、谷沢川など50河川の148地点）
- イ 避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」に定められた避難勧告等の判断基準
 - (ア) 洪水予報河川の避難準備等
 - 「洪水予報河川」は、はん濫注意水位、はん濫危険水位が定められている。
 - ・基準1：はん濫危険水位（一定時間後にはん濫危険水位に達する。）
⇒避難準備（災害時要援護者の避難に要する時間）
 - ・基準2：はん濫注意水位（はん濫注意水位を超えるときは、水位の状況を公表）
 - ・基準3：はん濫危険水位（一定時間後にはん濫危険水位に達する。）
⇒避難勧告（避難に要する時間で、河川管理者の情報が一定の精度を保てる時間）
 - ・基準4：はん濫危険水位（はん濫危険水位に到達、大量の漏水、亀裂）
⇒避難指示
 - (イ) それ以外の中小河川
 - ・基準1：近隣での浸水、河川の増水、当該地域での降雨状況、降雨予測により浸水の危険性
⇒避難準備
※雨量規模と浸水の関係については、区市町村と気象庁と十分な意見交換が必要
 - ・基準2：近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達が見込まれる。
⇒避難勧告
 - ・基準3：近隣で浸水が床上に及んでいる。排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖
⇒避難指示
※DIS（災害情報システム）の建設局河川水位情報により警戒水位、指定水位などの情報が確認できる。

<三類型の避難勧告等一覧>

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(3) 水位予測システムの活用

都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川・妙正寺川・善福寺川など神田川水系について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。

また、区は、河川情報システム(第2章第1節3参照)により神田川等の水位を常時監視できる。

今後は、こうした水位予測システムや河川情報システムによる情報を、区民等へ広く周知できるよう、都と連携を図る。

4 避難誘導

機 関 名	内 容
千 代 田 区	避難の勧告又は指示をした場合、区は、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、区は、避難所に職員を派遣して支障をきたさないようにする。
丸 の 内 警 察 署	1 避難の勧告又は指示が出された場合には、区に協力してあらか

<p>麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署</p>	<p>じめ指定された施設に誘導収容する。</p> <p>2 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておき、誘導する場合には、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。</p> <p>また、夜間の場合には、照明器具を活用して誘導の適正を期する。</p> <p>3 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。</p> <p>4 避難の勧告、指示に従わない者については、極力説得に努め、避難するよう指導する。</p>
<p>東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署</p>	<p>区災害対策本部長等から地域住民に対して、避難のための支持又は勧告が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、当該避難の指示又は勧告の伝達を行う。</p> <p>1 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋梁の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係防災機関に通知する。</p> <p>2 避難が開始された場合は、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。</p> <p>3 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路、避難場所の安全確保に努める。</p>
<p>子ども・教育部</p>	<p>災害状況に応じ、校（園）長を中心に全教職員が協力して、幼児・児童・生徒の安全を確保できるようにするとともに、次のとおり避難計画作成指導を行う。</p> <p>1 計画の内容を、教職員へ周知徹底するとともに、幼児・児童・生徒に基本的事項について、反復指導及び訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。又、必要な事項については、保護者に周知しておくこと。</p> <p>2 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画等に即して選定すること。</p> <p>3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担は、明確にしておくこと。</p> <p>4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外学習時等各々の状況に応じた対策であること。</p> <p>5 低学年、高学年、障害の程度等幼児・児童・生徒の発達段階を配慮したものであること。</p> <p>6 校内放送、非常ベル等校内通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪な条件を想定し、代替手段をも検討しておくこと。</p> <p>7 幼児・児童・生徒の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。</p> <p>8 保育園については、第3部第18章第8節に準ずる。</p>

第2節 避難所の設置・運営（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

第3部第9章第3節に準ずる

第3節 災害時要援護者の安全確保（防災・危機管理課、消防署）

1 地域における安全態勢の確保

災害時要援護者の安全確保は、近隣住民や地域防災組織による協力及び連携の体制を平常時から確保しておくことが必要である。水災時において周囲の状況変化に的確で安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全確保するため、地域が一体となった協力体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

水災時に消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、当該施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第9章 避難計画

第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策

第3部第10章及び第5部第9章第1節に準ずる

災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の救出・救護等の支援対策を実施する。この章では特に注意を必要とする腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人の対策について記載する。

第3部第10章に準ずる

第1節 災害時における対策（防災・危機管理課、保健福祉部、都）

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策（防災・危機管理課、地域保健担当）

第3節 妊産婦・乳幼児対策（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進（消防署）

第5節 社会福祉施設等の安全対策（消防署）

第6節 外国人対策（防災・危機管理課、政策経営部、都）

第5部第9章に準ずる

第7節 避難（防災・危機管理課、まちづくり推進部、警察署、消防署、都）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第3部第12章に準ずる

災害時に必要な飲料水・食料・生活必需品等を確保し、被災者に適切に供給する。

第1節 応急給水（防災・危機管理課、水道局中央支所）

第3部第12章第1節に準ずる

風水害によって水道施設に大きな損壊を与えることはないものとするが、万一飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

本節においては、これら応急給水について、必要な事項を定める。

(1) 給水基準

ア 対象

災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない者に実施する。

イ 給水量

給水量は、最低必要量として1日1人3ℓを確保するものとし、状況に応じて増量する。

(2) 給水態勢

給水活動は、都水道局と区市町村がそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。

区部においては都水道局の6支所及び21営業所並びに水道緊急隊が区と協力して行う。

(3) 区の給水態勢 第3部第12章第1節4に準ずる

第2節 食料の配布（防災・危機管理課、政策経営部、区民生活部、子ども・教育部、都、その他防災機関）

第3部第12章第2節に準ずる

第3節 生活必需品等の配布（防災・危機管理課、区民生活部、都）

第3部第12章第3節に準ずる

第12章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去

被災地の環境衛生保全や道路の障害物除去等のため、ごみ処理や仮設トイレを利用したし尿処理及びがれき処理を適切に実施する。

第1節 ごみ処理計画（環境安全部）

(1) ごみ処理計画

ア 排出推定量

被災地域の排出ごみ量は、一世帯当たり 0.37t と推定し、その内訳は次のとおりである。

被災世帯	ごみ排出量			収集に要する 日数	備 考
	災害分	平常分	計		
537	199t	1,899t	2,098t	7日	床上浸水 537世帯×37t

イ ごみ処理作業方法

- (ア) 作業は清掃事務所で策定した計画及びその指令に基づき、災害発生後速やかに開始する。なお被災地域のごみ収集にあたっては、平常作業からの全面応援により実施するとともに、必要に応じ本局の機動班等の応援を受ける。
- (イ) 災害地のごみ集積地は附近の都有、区有の公園、グラウンド、空地等で大型車両の積替が可能な場所を選定する。
- (ウ) 最終又は中間処理は、中央防波堤埋立最終処分場及びその他の廃棄物処理施設に搬入し、理立又は焼却する。

ウ 処理態勢 第3部第13章第1節に準ずる

第2節 トイレの確保及びし尿処理（環境安全部、都）

第3部第13章第2節に準ずる

(1) し尿処理計画

し尿処理は、江戸川清掃事務所で実施する。

第3節 障害物の除去(まちづくり推進部、環境安全部、第一建設事務所、警察署、都)

(1) 住宅関係障害物除去計画

ア 住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。

- (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 原則として、当該災害により、直接被害を受けたもの。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 実施機関

(ア) 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として区が実施する。

(イ) 災害救助法適用後

- ・区は除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。
- ・都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。

使用資器材は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局(本部長室)に要請し、隣接区市からの派遣を求める。更に不足の場合は、建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

(2) 道路関係障害物の除去計画

道路上の破損、倒壊等障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、状況(障害物)調査し、都に報告するとともに、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。

機 関 名	対 策
千 代 田 区	道路上の破損、倒壊等による障害物の状況を調査し、速やかに都(建設局)に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
第一建設事務所	道路における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため速やかに障害物の除去を行う。
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 路上障害物による交通マヒが予想されるので道路の破損、倒壊等による障害物の除去を重点的に行い、特に避難道路については最優先して実施する。 2 交通確保の観点から、交通の障害となっている倒壊樹木、たれ下がっている電線等障害物の除去について、道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進を図るとともにこれに協力するものとする。

(3) 河川障害物除去計画

機 関 名	対 策
第一建設事務所	河川における障害物を除去しゅんせつする。

第5部 風水害応急・復旧対策計画

第12章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去

第13章 遺体の取扱い 第3部第14章に準ずる

遺体の捜索・収容・検視・検案等を実施するとともに、火葬場を確保し、遺体の取扱い対策を実施する。

第1節 遺体の取扱いの流れ（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

第2節 遺体の捜索・収容等（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署、都）

第3節 遺体の検視・検案等（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

第4節 火葬（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第13章 遺体の取扱い

第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置

ライフライン機関はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

第1節 水道施設（水道局中央支所）

風水害によって水道施設に大きな支障を与えることはないものとするが万一飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処することが発生した場合、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立する。

復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 活動態勢

(1) 給水対策

災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、局内に「給水対策本部」を設置し、応急活動を実施する。

なお、休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合、本部態勢が整うまでの経過措置として、局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動体制を構成する。

(2) 動員体制の確立

災害時における飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ各部事業所別に職員の配備態勢を確立し、職員を指名し、併せて指名職員の担当業務を指定しておく。

また、勤務時間外に災害が発生した場合、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄り事業所に参集し、応急対策に従事する。

なお、水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各部局、自衛隊及び他の地方公共団体等の応援を求める。

(3) 応急連絡体制の確立

災害時の連絡は、有線による通信連絡が不能となることを想定して、局事業所にある無線設備及び東京都防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

2 応急措置及び配水調整の実施

所管の水道施設の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置及び配水調整を実施する。

(1) 応急措置

ア 原則として断水は行わないが、漏水が送・配水に影響を及ぼす場合、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水作業を実施する。

イ 漏水により、道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

第2節 下水道施設（下水道局中部下水道事務所）

災害時における下水道施設の被害に対しては、汚水、雨水の排除に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期す必要がある。

本節においては、下水道施設の応急措置について必要事項を定める。

1 活動態勢

発災時、職員が速やかに応急対策活動を行えるよう、非常配備態勢及び特別非常配備態勢を整えている。なお、非常配備態勢は、震度5強以下の場合あるいは、都災対本部長又は局災対本部長が必要と認めた場合において、特別非常配備態勢を基本に被害その他の状況に応じて、都災対本部長又は局災対本部長がその都度定める態勢をいう。また、特別非常配備態勢は、震度6弱以上の場合に自動的に発令される態勢をいう。中部下水道事務所における特別非常配備態勢を下表に示す。

表 特別非常配備態勢

課名 配備区分	第一配備職員	第二配備職員	特例配備職員
	居住地から勤務先までの距離が10km以内の職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10km超20km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20km超の職員
管理職	7	—	—
管路施設課（千代田出張所含む）	3	8	19
ポンプ施設課（銭瓶町ポンプ所含む）	27	4	16
その他の課（芝浦水再生センター含む）	41	33	64
計	76	45	99

※特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する。

2 応急復旧対策

(1) 計画方針

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の排除に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。

(2) 応急対策計画

ア 管渠

(ア) 下水管の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。

(イ) 枝線の被害は、流下機能を確保することに努め、幹線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う計画である。

イ ポンプ所及び水処理センター

停電のためポンプ所又は水再生センターの機能が停止した場合、ディーゼル及びガスタービンエンジン発電機等によりポンプ運転を行い、機能停止による排水不能のないようにする。

(3) 高潮防潮扉の閉塞、開扉

ア 施設の目的

神田川左岸の高潮防潮堤の下水道雨水吐に設置されている高潮防潮扉は、高潮や津波による水災から市街地を防御し、被害を軽減するものである。

イ 監視・警戒

高潮や津波の警報等が発令された場合は、水位等に応じて監視警戒を行う。

ウ 高潮防潮扉の閉塞

気象庁から高潮警報が発令された時、河川水位が閉塞水位（第3部第16章第2節別表 P217）に達し、なお上昇の恐れがある場合は、高潮防潮扉を閉塞する。

また、東京内湾に津波警報が発令された時、高潮防潮扉を原則閉塞する。なお、雨天時及び津波到達予想時間が遅い場合は、推移・状況などを考慮して操作する。

エ 高潮防潮扉の開扉

河川水位が閉塞水位以下となり、かつ、堤内地内で河川からの逆流による被害の恐れが無くなった時、高潮防潮扉を開扉する。

オ 地元水防関係者の協力

前記ウ、エを行う場合には、地元水防関係者の協力を得るものとする。

第3節 電気施設（東京電力）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することが必要である。
 このため本節では、災害時における活動態勢について必要な事項を定める。

1 活動態勢

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、状況に応じて次の非常態勢を組織する

区 分	情 勢
第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)	○災害の発生の確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても、被害が小規模と予想される場合
第 1 非 常 態 勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合
第 2 非 常 態 勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合（電気事故による広範囲停電を含む） ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○洞道内火災が発生した場合
第 3 非 常 態 勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で、震度6以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合

2 応急復旧対策

- (1) 設備の予防強化
 工事中あるいは仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を講ずる。
- (2) 工具、機動力、資材等の整備確認
 工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配する。
- (3) 災害時における危険予防措置
 電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 災害時における広報
 ア 感電事故及び漏電による火災を防止するためお客さまに対しPRする。
 イ 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。
 ウ 前ア及びイについては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、状況によりPR車等による当該地域への周知を行う。
- (5) 被害状況の収集量

全般的被害状況の掌握の遅延は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第4節 ガス施設（東京ガス）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに、応急措置を行い、その機能を維持することが必要である。

このため、本節では、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

風水害等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、地域に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 災害時の体制

体制	内容
第一次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第二次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合

2 応急・復旧対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内各事業所等から被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所におけるガス送出量の調整
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の融通
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、工作車・広報車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

第5節 鉄道・地下鉄施設（東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄）

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じる必要がある。

このため、本節においては、各鉄道機関の台風等異常気象時の運行基準及び災害時に応急措置を定める。

1 運行基準

異常気象時の災害を防止するため、各機関は、次の運行基準により対処する。

機 関 名	運 行 基 準		
東京都交通局	強 風	大 雨	濃霧・吹雪
	風速が毎秒 25m 以上に達し危険と認められる場合、一時運転を見合わせる。	ずい道内浸水の場合、状況に応じて運転を中止する。	進路の見通し範囲内で停止できる速度で注意運転する。
J R 東 日 本	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法等をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。		
東 京 地 下 鉄	地上区間において、風速が毎秒 25m 以上となったときは、列車を一時駅に停止させ、毎秒 30m 以上となったときは、列車の運転を休止する。また、濃霧及び吹雪に遭遇した場合、進路の見通し距離が 50m 以下となったときは、列車の運転を休止する。		

2 災害時の応急・復旧措置

(1) 活動態勢

機 関 名	内 容
東京都交通局	台風、豪雨等により、被害が発生した場合、又は、発生する恐れがある場合、被害の程度等に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部等を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。
J R 東 日 本	1 支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 2 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請、外部機関との連絡対応にあたる。
東 京 地 下 鉄	風水害等により災害の発生又はその恐れのある場合は、非常災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

第5部 風水害応急・復旧対策計画
 第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置

(2) 情報連絡体制

機 関 名	内 容
東京都交通局	災害が発生した場合、関係事業所は別に定める連絡系統により、相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策の実施等協力して処置にあたる。通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、沿線電話、その他があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業の指示等に使用する。
J R 東 日 本	1 気象等から送られてくる気象情報、データ等必要な観測情報、予測情報をもとに、気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。 2 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、列車無線を活用する。
東 京 地 下 鉄	1 気象庁、東京都その他関係機関と密接な連絡をとり、情報の収集と伝達を行う。 2 通信連絡は、誘導無線装置、指令電話、鉄道電話及びN T T加入電話を使用する。 3 異常気象に対しては、主要箇所風速計、風送監視装置、時雨量警報器を設置し、状況把握に万全を期している。

(3) 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 各線に設置してある風向風速計の異常風速又は気象、水象の非常情報を受報したときは、運輸指令所長は、直ちに関係箇所に通報し、情報の収集及び相互の連絡を密にし、当該課員（部長）に報告するとともに必要により、運転規制を行う。 2 ずい道内の浸水に対しては、防水扉により遮断する。 3 地下鉄駅出入口には、防潮板（止水板）等により浸水を防止する。 4 通風口は、自動浸水防止器、鉄ふた等で閉鎖する。 5 車両は、浅草線は馬込車両検修場に三田線は志村車両検修場、新宿線は大島車両検修場に退避させる。（平成21年3月修正）
J R 東 日 本	降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法等及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。
東 京 地 下 鉄	駅出入口からの浸水には、止水板及び防潮扉により、換気口は、浸水防止機により浸水時に対処する。万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(4) 非常時運転計画

機 関 名	内 容
東京都交通局	復旧作業に長時間を要する事故等が発生した時又は、異常気象等で運転不能となったときは、旅客の状況、気象状況等を考慮して、運転可能な線区を最大限に活用し、旅客輸送の確保に努める。
J R 東 日 本	災害に伴う被災線区の迅速な運転再開のため、各施設、設備の被害状況及び復旧工事の難易度、輸送の重要度等を勘案し、復旧対策を計画する。
東 京 地 下 鉄	災害時に運転不能となった場合の列車の運転方法は、状況に応じて折返し運転、振替輸送、他交通機関による代替輸送等を行う。

第6節 通信施設（NTT東日本）

災害時における通信放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信、放送の途絶を防止するため各種通信、放送施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 通信の確保

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、災害の規模、状況により、NTT東日本各機関に、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる態勢をとる。この場合、都、区市町村及び各防災機関と密接な連絡を図る。

(2) 情報連絡態勢

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 通信の応急措置

災害により、通信施設に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

区 分	内 容
通話の利用制限	通信が著しく輻輳し、通話の全部を接続できなくなったときは、災害救助機関等の重要通信を確保するため、一般の通話利用を制限または停止することができる。 また、この場合でも公衆電話（緑・グレー）からの通話も確保する。
非常・緊急扱いの通話及び電報	防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として、一般の手動通話又は電報に優先して取り扱う。
臨時電報・電話受付所の開設	災害が発生し、災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域を受持つNTT東日本は、救助対策本部・避難所・救護所などに臨時電報・電話受付所を設置する。 災害救助法が適用された場合は、無料通話が可能な措置をする。
特設公衆電話の設置	災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話を設置する。
公衆電話無料化措置	広域災害時に、商用電源停止のためテレホンカードの使用ができないこと及びコイン詰まりにより公衆電話が使用できなくなることから、災害救助法が発動された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

3 通信の応急復旧対策

(1) NTT東日本の通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災した時は、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。

また、NTT東日本ビル間をつなぐケーブルが被災した時は、応急ケーブルや非常用移動無線車などにより通信を確保する。

ア 非常用交換機

万一大規模の災害などにより交換機が被災した場合は、非常用デジタル交換機をヘリコプター又はトレーラーで輸送して復旧にあたる。

イ 移動電源車

災害時の広域・長時間停電に対して通信電源を確保するため、通信設備の規模に応じた装置を都内の主要地域に配備している。

ウ 非常用移動無線車

NTT東日本相互を結ぶ電話ケーブルや一部地域の電話線が被災した場合に使用する。

エ 衛星通信車載車

災害地の通信を確保するため、通信衛星を利用し特設公衆電話などを設置する。

オ ポータブル衛星通信装置

災害地域への交通が途絶し無線車等が派遣できない時に、人手により運搬し、衛星を使って特設公衆電話などを設置する。

カ 応急ケーブル

NTT東日本ビル相互間を結ぶケーブルや、利用者とNTT東日本ビルを結ぶケーブルが故障した時に、応急復旧用に使用する。

(2) 応急対策及び応急復旧用資機材の確保

ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を定めた。

イ 陸上輸送経路、海上輸送の引上げ箇所及びヘリポート等の輸送ルートを決めた。

第7節 教育・福祉施設（保健福祉部、子ども・教育部）

第3部第16章第6節に準ずる

第15章 公共土木施設の応急・復旧対策

公共土木施設はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

第1節 河川及び内水排除施設（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速）

- (1) 公共土木施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものについて、迅速かつ計画的に実施する。
河川施設の復旧について必要な事項を次に定める。
 - ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
 - イ 堤防護岸等で決壊のおそれがあるもの。
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
 - エ 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの。
 - オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
- (2) 洪水及び高潮等により、堤防、護岸、排水施設等に破壊、崩壊等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、その施設の応急復旧に努めるとともに、全力をもって排水を行う。各機関の応急措置について、必要な事項を次に定める。

災害時の応急措置

機関名	応 急 措 置
千代田区	1 区は、水防活動と併行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 2 区は、必要に応じて第一建設事務所に応急措置の技術的援助及び資器材の援助を要請する。
第一建設事務所	区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び資器材の援助をするほか関係機関との調整に当る。

第2節 道路・橋梁施設（まちづくり推進部）

第3部第17章第1節に準ずる

第16章 応急生活対策 第3部第18章に準ずる

災害時の混乱を收拾し、社会秩序の回復を図るため、被災者の生活確保について必要な支援対策を実施する。

第1節 被災建築物応急危険度判定（まちづくり推進部）

第2節 被災住宅（民間住宅）の応急修理基準（まちづくり推進部）

第3節 一時提供住宅の供給（まちづくり推進部）

第4節 応急仮設住宅の建設（まちづくり推進部）

第5節 建設資材の調達（まちづくり推進部）

第6節 被災者の生活確保（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部、消防署、都）

第7節 応急教育（子ども・教育部）

第8節 応急保育（子ども・教育部）

第9節 中小企業への融資（区民生活部、都、その他防災機関）

第10節 労働力の確保（政策経営部、国、その他防災機関）

第11節 義援金品の配分（政策経営部、都、その他防災機関）

第12節 被災証明（防災・危機管理課、消防署）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第16章 応急生活対策

第17章 災害救助法の適用 第3部第19章に準ずる

災害時の収容施設の供与、飲料水、食料、医療等の応急的救助を実施し、被災者の生活を確保するため、災害救助法の適用を要請する。

第1節 災害救助法の適用基準（防災・危機管理課）

第2節 被災世帯の算定基準（防災・危機管理課）

第3節 災害救助法の適用手続き（防災・危機管理課）

第4節 非常災害対策基金の積立及び運用計画（防災・危機管理課、政策経営部）

第5部 風水害応急・復旧対策計画
第17章 災害救助法の適用

第18章 激甚災害の指定 第3部第20章に準ずる

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による財政援助を受けるため、激甚災害の指定手続きや指定基準について定める。

第1節 激甚災害指定手続（防災・危機管理課）

第2節 激甚災害に関する調査報告（防災・危機管理課、都）

第3節 激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

第4節 局地激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

第5節 特別財政援助額の交付手続等（防災・危機管理課、都）